



# 三重県公報

令和4年11月29日 (火)

第 367 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
766	救急診療所に該当しなくなった旨	(医療政策課)	2
767	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	2
768	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
769	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
770	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
771	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	3
772	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
773	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
774	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治山林道課)	4
775	同伴	(同)	5
776	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(総合博物館)	5
<b>公 告</b>			
	三重県公営企業の業務状況の公表	(財政課)	5
	三重県流域下水道事業の業務状況の公表	(同)	18
	三重県病院事業の業務状況の公表	(同)	22
	ふぐ処理者試験の実施	(食品安全課)	25
	農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第1項の規定に基づく公告	(農地調整課)	25
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(同)	26
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	26
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	26
	同伴	(同)	26
	同伴	(同)	27
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	27
	建築基準法の規定による道路の位置指定及び関係図書の縦覧	(同)	27
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	随意契約の相手方を決定した旨	(管財課)	28
	一般競争入札を行う旨	(デジタル改革推進課)	28

**告 示**

**三重県告示第 766 号**

次のとおり救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項各号に該当しなくなりました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

名称	所在地	救急診療所でなくなった日
大桑クリニック	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	令和 3 年 2 月 8 日

**三重県告示第 767 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	フラワー薬局 桑名北別所店	桑名市北別所字福地 416 番地 1	令和 4 年 11 月 1 日
薬局	あひる薬局	松阪市下村町 815-1	令和 4 年 11 月 1 日
薬局	ウエルシア薬局 イオンタウン伊勢ラパーク店	伊勢市小木町曾根 538	令和 4 年 11 月 1 日
訪問看護	合同会社訪問看護ステーションくす	四日市市楠町北五味塚 2173-1	令和 4 年 11 月 1 日
訪問看護	訪問看護リハビリステーション Green	四日市市采女町 2997-122	令和 4 年 11 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションひだか	伊勢市中村町 730 番地 4	令和 4 年 11 月 1 日
訪問看護	リハビリ訪問看護ステーション あした薬	伊勢市村松町 4000 番地	令和 4 年 11 月 1 日

**三重県告示第 768 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
伊藤医院	桑名市多度町柚井 1601-2	令和 4 年 9 月 1 日	居宅療養管理指導
伊藤医院	桑名市多度町柚井 1601-2	令和 4 年 9 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
さとう糖尿病・訪問診療クリニック	桑名市大央町 21 番地の 15	令和 4 年 7 月 1 日	居宅療養管理指導
さとう糖尿病・訪問診療クリニック	桑名市大央町 21 番地の 15	令和 4 年 7 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

**三重県告示第 769 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問ナース・リハビリステーションあゆみの	名張市東町 1697 番地 1	訪問看護	所在地	名張市東町 1697 番地 1	名張市東町 1697 番地	令和 4 年 9 月 21 日
訪問ナース・リハビリステーションあゆみの	名張市東町 1697 番地 1	介護予防訪問看護	所在地	名張市東町 1697 番地 1	名張市東町 1697 番地	令和 4 年 9 月 21 日
デイサービス いやさか	津市半田 987 番地 1	地域密着型通所介護	所在地	津市半田 987 番地 1	津市大門 29 番 18 号	令和 4 年 10 月 10 日
デイサービス いやさか	津市半田 987 番地 1	通所型サービス（独自）	所在地	津市半田 987 番地 1	津市大門 29 番 18 号	令和 4 年 10 月 10 日
あやま訪問看護ステーション	伊賀市馬場 1128 番地	訪問看護	所在地	伊賀市馬場 1128 番地	伊賀市馬場 1122 番地の 2	令和 4 年 10 月 3 日
あやま訪問看護ステーション	伊賀市馬場 1128 番地	介護予防訪問看護	所在地	伊賀市馬場 1128 番地	伊賀市馬場 1122 番地の 2	令和 4 年 10 月 3 日
アイン薬局阿山店	伊賀市馬場 1128	居宅療養管理指導	名称	アイン薬局阿山店	なかよし調剤薬局阿山店	令和 4 年 10 月 2 日
アイン薬局阿山店	伊賀市馬場 1128	介護予防居宅療養管理指導	名称	アイン薬局阿山店	なかよし調剤薬局阿山店	令和 4 年 10 月 2 日
アイン薬局阿山店	伊賀市馬場 1128	居宅療養管理指導	所在地	伊賀市馬場 1128	伊賀市馬場 1122-2	令和 4 年 10 月 2 日
アイン薬局阿山店	伊賀市馬場 1128	介護予防居宅療養管理指導	所在地	伊賀市馬場 1128	伊賀市馬場 1122-2	令和 4 年 10 月 2 日

三重県告示第 770 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
大湊薬局	伊勢市大湊町 812-3	居宅療養管理指導	令和 4 年 9 月 30 日
大湊薬局	伊勢市大湊町 812-3	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 9 月 30 日

三重県告示第 771 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
伊藤医院	桑名市多度町柚井 1601-2	令和 4 年 9 月 1 日	居宅療養管理指導
伊藤医院	桑名市多度町柚井 1601-2	令和 4 年 9 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
さとう糖尿病・訪問診療クリニック	桑名市大央町 21 番地の 15	令和 4 年 7 月 1 日	居宅療養管理指導
さとう糖尿病・訪問診療クリニック	桑名市大央町 21 番地の 15	令和 4 年 7 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 772 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の 名称	所在地	事業（サービ ス）の種 類	変更事項	変更内容		変 更 年月日
				新	旧	
訪問ナース・リハ ビリステーション あゆみの	名張市東町 1697 番地 1	訪問看護	所在地	名張市東町 1697 番 地 1	名張市東町 1697 番地	令和 4 年 9 月 21 日
訪問ナース・リハ ビリステーション あゆみの	名張市東町 1697 番地 1	介護予防訪問 看護	所在地	名張市東町 1697 番 地 1	名張市東町 1697 番地	令和 4 年 9 月 21 日
デイサービス いやさか	津市半田 987 番地 1	地域密着型通 所介護	所在地	津市半田 987 番地 1	津市大門 29 番 18 号	令和 4 年 10 月 10 日
デイサービス いやさか	津市半田 987 番地 1	通所型サービ ス（独自）	所在地	津市半田 987 番地 1	津市大門 29 番 18 号	令和 4 年 10 月 10 日
あやま訪問看護ス テーション	伊賀市馬場 1128 番地	訪問看護	所在地	伊賀市馬場 1128 番 地	伊賀市馬場 1122 番地の 2	令和 4 年 10 月 3 日
あやま訪問看護ス テーション	伊賀市馬場 1128 番地	介護予防訪問 看護	所在地	伊賀市馬場 1128 番 地	伊賀市馬場 1122 番地の 2	令和 4 年 10 月 3 日
アイン薬局阿山店	伊賀市馬場 1128	居宅療養管理 指導	名称	アイン薬局阿山店	なかよし調剤薬 局阿山店	令和 4 年 10 月 2 日
アイン薬局阿山店	伊賀市馬場 1128	介護予防居宅 療養管理指導	名称	アイン薬局阿山店	なかよし調剤薬 局阿山店	令和 4 年 10 月 2 日
アイン薬局阿山店	伊賀市馬場 1128	居宅療養管理 指導	所在地	伊賀市馬場 1128	伊賀市馬場 1122- 2	令和 4 年 10 月 2 日
アイン薬局阿山店	伊賀市馬場 1128	介護予防居宅 療養管理指導	所在地	伊賀市馬場 1128	伊賀市馬場 1122- 2	令和 4 年 10 月 2 日

三重県告示第 773 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
大湊薬局	伊勢市大湊町 812-3	居宅療養管理指導	令和 4 年 9 月 30 日
大湊薬局	伊勢市大湊町 812-3	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 9 月 30 日

三重県告示第 774 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 775 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 776 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県総合博物館の図録販売に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先  
千葉県佐倉市城内町 117 番地  
一般財団法人歴史民俗博物館振興会
- 2 委託の期間  
令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

## 公 告

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

### 水道事業

- 1 事業の概況  
令和 4 年度上半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。  
北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曾川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に、684 万 6,175 立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重用水系）においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に、621万3,398立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曾岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に、136万489立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）においては、津市及び松阪市に、665万1,979立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）においては、津市及び松阪市に、626万4,261立方メートルの給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に、1,044万5,587立方メートルの給水を行いました。

水道事業全体の令和4年度上半期の総給水量は、3,778万1,889立方メートルとなりました。

## 2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県水道事業損益計算書（別表1）及び三重県水道事業貸借対照表（別表2）のとおりです。

## 3 決算の状況

令和3年度決算の状況は、令和3年度三重県水道事業決算書（別表3）のとおりです。

## 別表 1

三重県水道事業損益計算書

令和4年4月1日から

令和4年9月30日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	4,362,544,345	営業収益	4,048,315,840
原水及び浄水費	1,243,509,220	給水収益	4,045,875,831
配水費	311,447,446	その他営業収益	2,440,009
業務費	183,937,649		
総係費	180,974,594		
減価償却費	2,230,138,500		
資産減耗費	212,536,936		
営業外費用	128,488,581	営業外収益	415,866,302
支払利息及び 企業債取扱諸費	128,488,581	受取利息	150,729
		長期前受金戻入	414,612,500
		雑収益	1,103,073
		当期純損失	26,850,784
合計	4,491,032,926	合計	4,491,032,926

別表 2

三重県水道事業貸借対照表

令和 4 年 9 月 30 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	117,186,785,617	固 定 負 債	14,100,600,270
有 形 固 定 資 産	79,979,986,388	企 業 債	9,138,921,813
無 形 固 定 資 産	36,756,799,229	引 当 金	4,961,678,457
投 資 そ の 他 の 資 産	450,000,000	流 動 負 債	2,292,043,779
流 動 資 産	13,238,879,727	企 業 債	910,689,465
現 金 預 金	12,013,432,136	未 払 金	197,453,747
未 収 金	727,048,634	そ の 他 流 動 負 債	1,183,900,567
貯 蔵 品	147,968,321	繰 延 収 益	21,610,210,974
前 払 金	57,742,266	負 債 合 計	38,002,855,023
そ の 他 流 動 資 産	292,688,370	資 本 金	90,814,007,944
		剰 余 金	1,608,802,377
		資 本 剰 余 金	869,153,060
		利 益 剰 余 金	739,649,317
		(うち当期純損失)	(26,850,784)
		資 本 合 計	92,422,810,321
資 産 合 計	130,425,665,344	負 債 資 本 合 計	130,425,665,344

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 74,797,878,540 円  
繰延収益の収益化累計額 18,800,331,999 円

別表 3

令和3年度 三重県水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出  
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 水道事業収益	10,229,376,000	10,283,965,265	54,589,265	
第1項 営業収益	8,847,078,000	8,921,715,874	74,637,874	(うち仮受消費税及び地方消費税 810,896,712円)
第2項 営業外収益	1,382,298,000	1,362,249,391	△20,048,609	( " 46,293,737円)

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不 用 額	備 考
第1款 水道事業費用	9,836,446,000	9,589,058,578	50,587,014	196,800,408	
第1項 営業費用	8,779,349,000	8,560,332,722	39,686,124	179,330,154	(うち仮払消費税及び地方消費税 287,980,277円)
第2項 営業外費用	1,055,097,000	1,028,725,856	10,900,890	15,470,254	( " 44,665,760円)
第3項 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出  
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	2,088,855,000	2,102,451,303	13,596,303	
第1項 補助金	382,121,000	382,121,000	0	
第2項 出資金	277,612,000	277,612,000	0	
第3項 負担金	279,122,000	292,718,303	13,596,303	(うち仮受消費税及び地方消費税 25,516,000円)
第4項 長期貸付金償還金	1,150,000,000	1,150,000,000	0	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不 用 額	備 考
第1款 資本的支出	5,733,922,400	5,434,543,826	172,263,417	127,115,157	
第1項 建設改良費	3,898,149,400	3,598,771,011	172,263,417	127,114,972	(うち仮払消費税及び地方消費税 325,048,687円)
第2項 償還金	1,835,773,000	1,835,772,815	0	185	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3,332,092,523円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 299,532,687円、減債積立金 371,583,050円及び過年度分損益勘定留保資金 2,660,976,786円で補てんした。

## 工業用水道事業

## 1 事業の概況

令和4年度上半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に1億9万5,538立方メートルを、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に636万8,098立方メートルを、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に261万2,876立方メートルをそれぞれ給水し、工業用水道事業全体の総給水量は、1億907万6,512立方メートルとなりました。

## 2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書（別表1）及び三重県工業用水道事業貸借対照表（別表2）のとおりです。

## 3 決算の状況

令和3年度決算の状況は、令和3年度三重県工業用水道事業決算書（別表3）のとおりです。

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

令和4年4月1日から

令和4年9月30日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	2,809,064,103	営 業 収 益	2,708,712,282
原 水 及 び 浄 水 費	920,808,737	給 水 収 益	2,612,792,200
配 水 費	124,909,094	そ の 他 営 業 収 益	95,920,082
業 務 費	173,902,242		
総 係 費	163,179,630		
減 価 償 却 費	1,352,163,000		
資 産 減 耗 費	74,101,400		
営 業 外 費 用	86,360,348	営 業 外 収 益	174,280,813
支 払 利 息 及 び	86,360,348	受 取 利 息	104,852
企 業 債 取 扱 諸 費		長 期 前 受 金 戻 入	170,564,000
		雑 収 益	3,611,961
		当 期 純 損 失	12,431,356
合 計	2,895,424,451	合 計	2,895,424,451

## 別表 2

三重県工業用水道事業貸借対照表

令和 4 年 9 月 30 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	112,367,248,954	固 定 負 債	24,552,448,502
有 形 固 定 資 産	108,658,028,619	企 業 債	18,758,203,793
無 形 固 定 資 産	3,709,220,335	引 当 金	5,794,244,709
流 動 資 産	8,102,676,105	流 動 負 債	1,305,503,443
現 金 預 金	7,218,634,236	企 業 債	516,426,853
未 収 金	481,010,966	未 払 金	95,514,013
貯 蔵 品	117,193,253	そ の 他 流 動 負 債	693,562,577
前 払 金	4,781,543	繰 延 収 益	16,448,752,867
そ の 他 流 動 資 産	281,056,107	負 債 合 計	42,306,704,812
		資 本 金	76,216,591,422
		剰 余 金	1,946,628,825
		資 本 剰 余 金	1,228,731,518
		利 益 剰 余 金	717,897,307
		(うち当期純損失)	(12,431,356)
		資 本 合 計	78,163,220,247
資 産 合 計	120,469,925,059	負 債 資 本 合 計	120,469,925,059

(注) 有形固定資産の減価償却累計額  
繰延収益の収益化累計額

69,559,173,127 円  
18,189,774,315 円

別表 3

令和 3 年度 三重県工業用水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出  
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第 1 款 工業用水道事業収益	6,318,245,000	6,321,396,717	3,151,717	
第 1 項 営業収益	5,954,066,000	5,959,051,767	4,985,767	(うち仮受消費税及び地方消費税 541,609,732 円)
第 2 項 営業外収益	364,179,000	362,344,950	△1,834,050	( " 214,710 円)

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第 1 款 工業用水道事業費用	5,865,099,700	5,607,198,816	39,471,080	218,429,804	
第 1 項 営業費用	5,629,813,700	5,409,919,049	39,471,080	180,423,571	(うち仮払消費税及び地方消費税 201,724,459 円)
第 2 項 営業外費用	233,286,000	197,279,767	0	36,006,233	( " 174,720 円)
第 3 項 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出  
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第 1 款 資本的収入	1,946,668,000	1,940,235,855	△6,432,145	
第 1 項 企業債	1,600,000,000	1,599,700,000	△300,000	
第 2 項 補助金	42,587,000	36,455,000	△6,132,000	
第 3 項 出資金	304,081,000	304,080,855	△145	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第 1 款 資本的支出	5,385,473,860	4,897,692,387	241,593,600	246,187,873	
第 1 項 建設改良費	4,362,412,860	3,874,632,101	241,593,600	246,187,159	(うち仮払消費税及び地方消費税 324,716,270 円)
第 2 項 償還金	1,023,061,000	1,023,060,286	0	714	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2,957,456,532 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 324,716,270 円、減債積立金 340,988,383 円及び過年度分損益勘定留保資金 2,291,751,879 円で補てんした。

電気事業

1 事業の概況

RDF焼却・発電事業の終了に向け、RDF焼却・発電施設の撤去工事等の取組を進めました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県電気事業損益計算書（別表1）及び三重県電気事業貸借対照表（別表2）のとおりです。

3 決算の状況

令和3年度決算の状況は、令和3年度三重県電気事業決算書（別表3）のとおりです。

## 別表 1

三重県電気事業損益計算書

令和4年 4月 1日から  
令和4年 9月 30日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	528,919,460	営 業 収 益	0
一 般 管 理 費	528,919,460		
営 業 外 費 用	0	営 業 外 収 益	25,072
		受 取 利 息	20,162
		雑 収 益	4,910
		当 期 純 損 失	528,894,388
合 計	528,919,460	合 計	528,919,460

別表 2

三重県電気事業貸借対照表

令和4年9月30日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	360,000,000	固 定 負 債	210,275,957
事 業 外 固 定 資 産	360,000,000	引 当 金	210,275,957
流 動 資 産	1,403,242,389	流 動 負 債	66,474,190
現 金 預 金	1,361,063,768	未 払 金	66,010,217
未 収 金	107,602	そ の 他 流 動 負 債	463,973
前 払 金	149,918	負 債 合 計	276,750,147
そ の 他 流 動 資 産	41,921,101	資 本 金	3,810,883,099
		剰 余 金	△ 2,324,390,857
		欠 損 金	2,324,390,857
		(うち当期純損失)	(528,894,388)
		資 本 合 計	1,486,492,242
資 産 合 計	1,763,242,389	負 債 資 本 合 計	1,763,242,389

別表 3

令和3年度 三重県電気事業決算書

(1) 収益的収入及び支出  
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 電気事業収益	1,561,000	2,748,830	1,187,830	(うち仮受消費税及び地方消費税 809円)
第1項 営業外収益	1,561,000	2,748,830	1,187,830	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不 用 額	備 考
第1款 電気事業費用	1,332,639,000	1,304,408,654	0	28,230,346	(うち仮払消費税及び地方消費税 66,432,955円)
第1項 営業費用	915,197,000	890,986,622	0	24,210,378	
第2項 営業外費用	1,639,000	1,331	0	1,637,669	
第3項 特別損失	413,803,000	413,420,701	0	382,299	
第4項 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出  
該当なし

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの三重県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

#### 1 事業の概況

令和 4 年度上半期における流域下水道事業の処理水量は次のとおりでした。

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）においては、四日市市、桑名市、いなべ市、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町からの汚水 1,983 万 1,224 立方メートルを処理しました。

北勢沿岸流域下水道（南部処理区）においては、四日市市、鈴鹿市及び亀山市からの汚水 893 万 2,662 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）においては、津市からの汚水 110 万 1,956 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）においては、津市からの汚水 483 万 9,198 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）においては、津市、松阪市及び多気郡多気町からの汚水 565 万 9,711 立方メートルを処理しました。

宮川流域下水道（宮川処理区）においては、伊勢市、多気郡明和町及び度会郡玉城町からの汚水 384 万 1,576 立方メートルを処理しました。

流域下水道事業全体で、令和 4 年度上半期の総処理水量は、4,420 万 6,327 立方メートルとなりました。

#### 2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県流域下水道事業損益計算書（別表 1）及び三重県流域下水道事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

#### 3 決算の状況

令和 3 年度決算の状況は、令和 3 年度三重県流域下水道事業決算書（別表 3）のとおりです。

## 別表 1

三重県流域下水道事業損益計算書

令和4年4月1日から

令和4年9月30日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	6,171,946,319	営業収益	1,990,624,066
管渠費	854,520	維持管理負担金収益	1,990,624,066
ポンプ場費	57,594,000		
処理場費	2,282,275,794		
総係費	61,911,522		
減価償却費	3,740,027,500		
資産減耗費	29,252,000		
その他営業費用	30,983		
営業外費用	278,194,788	営業外収益	3,787,796,714
支払利息及び 企業債取扱諸費	278,194,788	受取利息及び配当金	140
		他会計補助金	300,000,000
		長期前受金戻入	3,487,361,500
		雑収益	435,074
		当期純損失	671,720,327
合計	6,450,141,107	合計	6,450,141,107

別表 2

三重県流域下水道事業貸借対照表

令和 4 年 9 月 30 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	229,525,495,563	固 定 負 債	36,988,032,060
有 形 固 定 資 産	229,504,385,582	企 業 債	36,988,032,060
無 形 固 定 資 産	21,109,981	流 動 負 債	3,344,175,434
流 動 資 産	2,708,800,354	一 時 借 入 金	1,000,000,000
現 金 預 金	791,410,322	企 業 債	1,544,968,303
未 収 金	38,230	維 持 管 理 負 担 金 繰 越 金	588,245,530
前 払 費 用	52,920	そ の 他 流 動 負 債	210,961,601
前 払 金	1,628,195,490	繰 延 収 益	162,705,632,241
そ の 他 流 動 資 産	289,103,392	負 債 合 計	203,037,839,735
		資 本 金	9,619,103,610
		剰 余 金	19,577,352,572
		資 本 剰 余 金	19,673,832,076
		欠 損 金	96,479,504
		(うち当期純損失)	(671,720,327)
		資 本 合 計	29,196,456,182
資 産 合 計	232,234,295,917	負 債 資 本 合 計	232,234,295,917

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 19,173,423,588 円  
繰延収益の収益化累計額 17,685,423,596 円

別表 3

令和3年度 三重県流域下水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出  
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 流域下水道事業収益	14,206,836,000	13,656,051,183	△550,784,817	
第1項 営業収益	6,370,237,000	5,853,645,405	△516,591,595	(うち仮受消費税及び地方消費税 575,379,519円)
第2項 営業外収益	7,825,328,000	7,791,134,874	△34,193,126	( " 61,515円)
第3項 特別利益	11,271,000	11,270,904	△96	( " 968,799円)

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不 用 額	備 考
第1款 流域下水道事業費用	14,145,016,000	13,469,816,209	0	675,199,791	
第1項 営業費用	13,237,413,000	12,695,257,449	0	542,155,551	(うち仮払消費税及び地方消費税 429,076,600円)
第2項 営業外費用	895,832,000	763,287,856	0	132,544,144	( " 796円)
第3項 特別損失	11,271,000	11,270,904	0	96	( " 968,799円)
第4項 予備費	500,000	0	0	500,000	

(2) 資本的収入及び支出  
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	11,704,477,000	7,093,312,000	△4,611,165,000	
第1項 企業債	2,353,400,000	1,380,200,000	△973,200,000	
第2項 補助金	7,709,509,000	4,440,016,000	△3,269,493,000	
第3項 負担金	1,640,068,000	1,271,596,000	△368,472,000	(うち仮受消費税及び地方消費税 115,599,610円)
第5項 雑収入	1,500,000	1,500,000	0	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不 用 額	備 考
第1款 資本的支出	12,877,739,241	7,646,464,017	5,229,572,000	1,703,224	
第1項 建設改良費	9,761,327,241	4,530,055,241	5,229,572,000	1,700,000	(うち仮払消費税及び地方消費税 382,180,378円)
第2項 償還金	3,116,412,000	3,116,408,776	0	3,224	

資本的収入額から翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 554,002,727円を除き、前年度から繰り越された支出の財源に充当した額 383,880,241円を加えた額 6,923,189,514円が、資本的支出額に不足する額 723,274,503円は、当年度分損益勘定留保資金 665,044,177円及び当年度利益剰余金処分額 58,230,326円で補てんした。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

### 1 業務の概況

三重県病院事業は、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の 3 病院を管理運営し、県民の健康保持と医療水準の向上に努めています。

令和 4 年度の業務予定量に対する令和 4 年 9 月 30 日現在の実績は、次のとおりです。

	年間業務予定量	9 月末実績
(1) 病 床 数	766 床	766 床
一 般 病 床	282 床	282 床
精 神 病 床	448 床	448 床
療 養 病 床	36 床	36 床
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	165,467 人	71,179 人
外 来	136,855 人	63,295 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	453 人	389 人
外 来	563 人	515 人

### 2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県病院事業損益計算書（別表 1）及び三重県病院事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

### 3 令和 3 年度決算の状況

収益的収入及び支出については、総収益 61 億 7,096 万 1,587 円、総費用 52 億 102 万 7,500 円で、差引 9 億 6,993 万 4,087 円の純利益を計上しました。また、当期の経常的な収益と費用を対応させた経常収支については、純利益と同額の 9 億 6,993 万 4,087 円の黒字となりました。

資本的収入及び支出については、資本的収入 13 億 1,134 万 6,900 円、資本的支出 19 億 773 万 4,684 円となり、差引 5 億 9,638 万 7,784 円の不足が生じました。

この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 220 万 270 円及び過年度分損益勘定留保資金 5 億 9,418 万 7,514 円で補填しました。

## 別表 1

三重県病院事業損益計算書

令和 4 年 4 月 1 日から

令和 4 年 9 月 30 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	2,543,504,361	医 業 収 益	1,187,485,534
給 与 費	1,352,960,935	入 院 収 益	875,547,670
材 料 費	112,783,075	外 来 収 益	235,964,457
経 費	788,754,217	そ の 他 医 業 収 益	75,973,407
減 価 償 却 費	279,761,000		
資 産 減 耗 費	6,351,000		
研 究 研 修 費	2,894,134		
医 業 外 費 用	94,670,680	医 業 外 収 益	1,516,962,245
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	39,631,000	受 取 利 息 配 当 金	19,000
長 期 前 払 消 費 税 償 却	13,102,000	他 会 計 補 助 金	69,355,000
患 者 外 給 食 材 料 費	109,099	長 期 前 受 金 戻 入	124,488,000
雑 損 失	41,828,581	補 助 金	2,827,000
		負 担 金	1,226,214,000
		そ の 他 医 業 外 収 益	94,059,245
上 半 期 純 利 益	66,272,738		
合 計	2,704,447,779	合 計	2,704,447,779

## 別表 2

## 三重県病院事業貸借対照表

令和 4 年 9 月 30 日

(単位：円)

資 産	金 額	負債及び資本	金 額
固 定 資 産	7,799,651,077	固 定 負 債	11,301,081,820
有 形 固 定 資 産	7,522,081,855	企 業 債	5,206,211,896
土 地	490,665,273	他 会 計 借 入 金	4,955,592,278
建 物	5,890,821,144	引 当 金	1,139,277,646
構 築 物	273,393,054	流 動 負 債	758,662,693
器 械 備 品	854,982,990	企 業 債	361,073,923
車 両	5,166,101	引 当 金	186,941,000
建 設 仮 勘 定	7,053,293	未 払 金	202,843,577
無 形 固 定 資 産	2,298,889	未 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	3,894,300
電 話 加 入 権	2,298,889	そ の 他 流 動 負 債	3,909,893
投 資 そ の 他 の 資 産	275,270,333	繰 延 収 益	3,996,158,135
長 期 貸 付 金	2,700,000	負 債 合 計	16,055,902,648
長 期 前 払 消 費 税	272,400,333	資 本 金	311,409,778
そ の 他 投 資	170,000	剰 余 金	△6,374,307,089
流 動 資 産	2,193,354,260	資 本 剰 余 金	1,371,553,972
現 金 預 金	1,671,355,801	受 贈 財 産 評 価 額	12,053,972
未 収 金	371,136,715	県 費 負 担 金	1,359,500,000
貯 蔵 品	8,088,942	欠 損 金	7,745,861,061
前 払 費 用	200,000	繰 越 欠 損 金	7,812,133,799
前 払 金	134,254,581	前 年 度 末 残 高	
そ の 他 流 動 資 産	8,318,221	上 半 期 純 利 益	66,272,738
		資 本 合 計	△6,062,897,311
資 産 合 計	9,993,005,337	負 債 及 び 資 本 合 計	9,993,005,337

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

17,875,767,382 円

繰延収益の収益化累計額

3,493,343,545 円

三重県食品衛生法施行条例（令和2年三重県条例第53号）第8条第1項第1号の規定によるふぐ処理者試験を次のとおり実施します。

令和4年11月29日

三重県知事 一見勝之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
ア 1日目 令和5年1月31日(火)	ア 午後1時30分から 午後4時まで	ア 津市大谷町240 学校法人大川学園 三重調理専門学校
イ 2日目 令和5年2月1日(水)	イ 午前9時30分から 午後5時まで	イ 津市大谷町240 学校法人大川学園 三重調理専門学校

※ 試験の終了時刻は、受験者数により変更することがあります。

2 試験方法

1日目 学科試験及び実技試験（ふぐの種類鑑別）

2日目 実技試験（ふぐの処理及び臓器鑑別）

3 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和4年12月12日（月）から同月21日（水）まで

(2) 受付場所

県内各保健所

郵送による受付もいたします（令和4年12月21日当日消印有効）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付はいたしません。

4 受験申込書の請求先

県内各保健所

5 その他

この試験についての問い合わせは、受験申込書の請求先にしてください。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第11条第1項第2号に該当すると認められるため、同項後段の規定により次のとおり公告します。

令和4年11月29日

三重県知事 一見勝之

1 この公告は、次の特定農業用ため池の所有者等に対し、防災工事を施行すべきことを命ずるにあたり、当該特定農業用ため池の所有者等を、確知することができないことから行うものです。

(1) 特定農業用ため池の名称

馬の頭新溜

(2) 特定農業用ため池の所在地

桑名市大字下深谷部字馬之頭 2990

〃 〃 〃 2990-1

〃 〃 〃 2990-2

〃 〃 〃 2990-3

〃 〃 〃 2990-4

〃 〃 〃 2990-5

〃 〃 〃 2990-6

2 1に掲げる特定農業用ため池の所有者等は、この公告の日から起算して60日以内に、次の防災工事を施行しなければならないものとします。

(1) 施行すべき防災工事の内容

馬の頭新溜池の地震及び豪雨に対する脆弱性を改善する防災工事

(2) 理由

当該特定農業用ため池から農業用水を安定的に供給するとともに、当該特定農業用ため池の決壊等による周辺地域への被害を防止するため

3 2 に掲げる期限までに、当該防災工事を施行しないときは、三重県が自ら当該防災工事を施行し、当該防災工事の施行に要した費用を当該特定農業用ため池の所有者等から徴収することがあります。

4 問い合わせ先

三重県農林水産部農地調整課用地班

電話 059-224-2549

三重県桑名農政事務所農村基盤室農村計画課

電話 0594-24-3826

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項及び同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

中野西土地改良区（四日市市中野町 636 番地の 2）

退任監事

四日市市中野町 1785 番地 2

山 川 豊 茂

〃 〃 1803 番地 2

市 川 富士夫

退任清算人

四日市市中野町 1556 番地 4

山 川 信 隆

〃 〃 1556 番地 26

市 川 正 美

〃 〃 1083 番地

市 川 文 好

〃 〃 946 番地

市 川 忠 文

〃 〃 1295 番地 4

市 川 訓

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影及び道路台帳附図作成）

2 作業期間

令和 4 年 10 月 25 日から令和 5 年 3 月 17 日まで

3 作業地域

津市河芸町杜の街四丁目、同市河芸町久知野、同市河芸町三行、鈴鹿市御菌町、同市越知町、同市郡山町及び徳居町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 8 日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（3 級基準点測量）

2 作業地域

亀山市安坂山町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 8 日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（3 級基準点測量）

2 作業地域  
 亀山市安坂山町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 8 日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類  
 公共測量（3 級基準点測量）  
 2 作業地域  
 亀山市安坂山町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 11 月 14 日	伊勢市通町字追垣外 471-5 ほか 1 筆	東京都品川区大崎 1 丁目 11-2 株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信
令和 4 年 11 月 16 日	伊勢市鹿海町字西岡 1504-35 ほか 9 筆及 び字西浦 1613-1 ほか 1 筆	伊勢市宮町 2 丁目 3-23 有限会社クリエイト 代表取締役 小 西 一 通
令和 4 年 11 月 16 日	桑名郡木曾岬町大字新加路戸 240-2 ほか 2 筆	東京都港区芝浦 3 丁目 1-21 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 細 見 研 介
令和 4 年 11 月 16 日	員弁郡東員町大字中上字瀬古口 218-6 ほ か 1 筆	員弁郡東員町大字中上 1525 ビューティフルライフ 102 服 部 正 和
令和 4 年 11 月 17 日	伊賀市上之庄字池ノ尻 1597-2 ほか 114 筆	伊賀市上野桑町 1734 社会医療法人畿内会岡波総合病院 理事長 猪 木 達
令和 4 年 11 月 17 日	いなべ市大安町南金井字雁田 1520 ほか 3 筆及び字長谷 1732-2	愛知県名古屋市中区橋 1 丁目 16-37 ウチダ株式会社 代表取締役 内 田 安 彦
令和 4 年 11 月 17 日	員弁郡東員町大字北大社字山皇垣内 1297-1 ほか 3 筆	員弁郡東員町大字北大社 2177-4 ブランシェ春風 B2 夏 目 大 樹

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 4 年 11 月 29 日

三重県知事 一見勝之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道路 番号	幅員 (m)	延長 (m)
令 和 4 年 11 月 14 日	株式会社ランド企画 代表取締役 武田 貢	三重県松阪市小片野 町 960-1	伊勢市御菌町長屋字桜本 2185-1 の一部、2186-4	A	4.1	34.9

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年11月29日

三重県知事 一見勝之

- |   |              |   |
|---|--------------|---|
| 1 | 特定役務の名称      | 三重県本庁舎で使用する電気（予定使用量）1,560,000 kWh                   |
| 2 | 担当部局         | 津市広明町13番地<br>三重県総務部管財課                              |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和4年8月30日   |
| 4 | 契約の相手方       | 三重県津市丸之内2番21号<br>中部電力パワーグリッド株式会社 三重支社電力サービス部長 清澤 和紀 |
| 5 | 契約金額         | 中部電力パワーグリッド株式会社が公表する電気最終保障供給約款による単価契約               |
| 6 | 決定手続         | 随意契約  |
| 7 | 随意契約の理由      | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号に該当               |

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年11月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
Microsoft 365 Apps for enterprise 1200 ライセンス
  - (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 納入期限  
令和5年2月28日（火）
  - (4) 納入場所  
三重県庁本庁舎2階 三重県デジタル社会推進局デジタル改革推進課
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格
    - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格
    - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
    - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
    - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
  - (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年12月23日(金)15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- 5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県デジタル社会推進局デジタル戦略企画課 担当 野田  
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県デジタル社会推進局デジタル改革推進課情報基盤班 担当 米倉  
電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2520

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和5年1月11日(水)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年1月6日(金)までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年1月6日(金)までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年1月11日(水)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年1月11日(水)15時

なお、入札書は令和5年1月4日(水)から同月11日(水)15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県デジタル社会推進局デジタル戦略企画課

案件名 Microsoft 365 Apps for enterprise ライセンス調達入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年1月11日(水)16時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県デジタル社会推進局デジタル戦略企画課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

#### イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除しません。

#### ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否 要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札の落札決定の効果は、令和4年度12月補正予算発効時において生じます。

#### (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Microsoft 365 Apps for enterprise : 1200

- (2) Bid Submission Deadline :  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, January 11, 2023.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, January 4, 2023 and 3:00 P.M. on Wednesday, January 11, 2023.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 4:00 P.M. on Wednesday, January 11, 2023.
- (4) Managing Authority :  
Public Administration Reforms and Digital Transformation Division, Digital Society Bureau, Mie Prefecture  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-3363

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---